

地域指定年度	平成 22 年度
計画策定年度	平成 26 年度

長浜農業振興地域整備計画書

平成 26 年 10 月

滋 賀 県 長 浜 市

目 次

	ページ
第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
2 農用地利用計画	9
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	10
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
4 他事業との関連	11
第 3 農用地等の保全計画	12
1 農用地等の保全の方向	12
2 農用地等保全整備計画	12
3 農用地等の保全のための活動	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ	
総合的な利用の促進計画	14
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ	
総合的な利用に関する誘導方向.....	14
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	14
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ	
総合的な利用の促進を図るための方策.....	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16

第 5	農業近代化施設の整備計画	17
1	農業近代化施設の整備の方向	17
2	農業近代化施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	19
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3	農業従事者就業促進施設	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第 8	生活環境施設の整備計画	23
1	生活環境施設の整備の目標	23
2	生活環境施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

長浜市（以下「本市」という。）は、平成18年2月13日に旧長浜市、旧浅井町、びわ町の1市2町が合併し、平成22年1月1日には、さらに長浜市、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町の1市6町が合併し、新たな「長浜市」が誕生した。これにより、県内では大津市、草津市に次ぐ人口12万4千人の第3位の都市となっている。

本市は、北は福井県、西は滋賀県高島市、東は岐阜県、滋賀県米原市に隣接し、面積約680.8km²を有している。

本市の周囲は、東に1,000m級の伊吹山系の山々を配し、西はラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖が広がっており、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観である。春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は雪による降水量の多い日本海型の気候をなしている。年間平均気温は14.5℃、年間降水量は2,055.5mmであり、琵琶湖湖岸中部の彦根市より平均気温が低く、降水量は多い。平野部は稲作を中心に小麦、大豆、露地野菜等の土地利用型作物を組み合わせた農業生産が行われているほか、一部の丘陵部はぶどう栽培や観光ぶどう園、山間地帯は鳥獣被害の少ない花きなどが栽培されている。なお、余呉地域は特別豪雪地帯に、木之本、西浅井、浅井の一部地域は豪雪地帯に指定されている。本市の交通網は、鉄道が東海道新幹線米原駅よりJR北陸本線が本市を南北に貫き、また、JR北陸本線近江塩津駅よりJR湖西線が大津市とを結んでいる。道路交通網は、JR北陸本線にほぼ平行して国道8号及び国道365号（北国街道）や「長浜IC」と「木之本IC」の二つのインターチェンジをもつ北陸自動車道が本市の主要交通網をなし、更には、国道303号線が岐阜県岐阜市と日本海側の福井県若狭地域とを結んでいる。主要都市までのアクセスは、京都市や名古屋市からはおおよそ60km圏域、大阪市からはおおよそ100km圏域にあるところから、相互の経済圏域を包括する上で、優れた立地性を有して近年では、北陸自動車道や名神高速道路により農産物等の広域的な集出荷体制が確立されている。今後は、共販体制を整え、計画生産・計画出荷を推進するとともに、地域内での積極的な消費の拡大と広域的な流通の展開を図り、新鮮で安全な特産物の産地化を目指す。

総人口は平成17年が124,498人、平成22年が124,131人で、平成17年から平成22年までの5年間で367人減少している。また、農家人口をみると、平成17年が17,725人、平成22年が12,610人と5年間で5,115人と、総人口の減少に比べて大きな減少を示している。農家人口を総人口に占める割合でみると、平成17年が14.2%、平成22年では10.2%と総人口に占める農家人口の割合も減少傾向を示している。

一方、総世帯数は平成17年が40,713世帯、平成22年が43,015世帯で、平成17年から平成22年までの5年間で2,302世帯増加している。また、農家戸数をみると、平成17年が3,888戸、平成22年が2,924戸で、平成17年から平成22年までの5年間で964戸減少している。農家戸数を総世帯に占める割合でみると、平成17年が9.5%、平成22年が6.8%と総世帯に占める農家戸数の割合も減少傾向にある。

総就業人口は、総人口の減少、第1次産業の高齢化や都市化の進展などにより減少傾向にあり、構成比をみると第1次産業は平成17年が4.4%、平成22年が3.5%と低下し、本市基幹産業である農業の就業人口に変わり、第3次産業の割合が高まっている。また、中山間地域では人口流出や過疎高齢化が進み、農業者の高齢化・後継者不足になっている。併せて、不在地主や獣害等による農業離れにより、耕作放棄地を拡大させている。このため、地域農業を支える農業を守るためにも、耕作放棄地の発生抑制を図る。

今後とも土地利用型農業の展開と、野菜との複合経営を推進し、高性能機械化体系を基本とした効率的な農業生産を促進するため、農業生産の基礎的資源である集团的優良農地を確保する必要がある。

そこで、「新規就農者や農業法人などの多様な担い手の育成・確保」、「農作業の効率化」を図る。このためには、農業生産基盤の整備を推進し、高性能農業機械化体系の導入により、低コスト化と効率的かつ安定的な農業経営を展開し、農業の持続的発展を図っていく。

また、収益性の高い作目による産地化や多品目・周年生産による農地の高度利用のほか、米麦、野菜、果樹など地場農産物を活かした農産物加工品の開発や、食品製造業や飲食店、ホテル・旅館などに供給を図るなど販路拡大の展開に向けての施策の推進を図り、多様な担い手による優良農地の保全・確保を積極的に進める。

さらに、都市農村交流の促進や農村景観の保全と農村生活環境の整備等により農地の多面的機能の発揮を図っていく。

農用地は、農業の持続的な発展のため、最も基礎的な資源であること、加えて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を有した市民共通の財産でもあることを十分に認識し、適正な土地利用の誘導を図っていかなければならない。

以上のことを踏まえ、農地の流動化を積極的に推進していくとともに、認定農業者、農業生産法人等（以下「担い手」という。）の育成のもと、地域の合意形成に基づいた農地の高度利用と生産性の高い農業を推進する。

土地利用の動向は、昭和40年代から干拓やほ場整備が行われ、水利施設の整備についても昭和40年から国営湖北地区かんがい排水事業（用水改良）を中心に行い、農地を有効活用している。

以上の動向を踏まえ、土地利用構想を次のとおりに推進する。

①集团的優良農地は、引き続き農地として確保する。

②公共施設・住宅・店舗の用地は、都市計画区域内や集落内及びその周辺や幹線道路沿いへ誘導し、工場用地は大型トラック等の進入を踏まえ、既存工業団地周辺や住宅などに近接しない、集団性に欠ける生産力の低い農業振興地域外の農地等へ誘導する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H 25 年)	8,374	54.1	24	0.2	1,330	8.6	—	—	—	—	5,744	37.1	15,472	100.0
目標 (H 32 年)	8,374	54.1	24	0.2	1,330	8.6	—	—	—	—	5,744	37.1	15,472	100.0
増減	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	22	—	0	—

() 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農用地として確保・保全する農地等に対して農業振興施策を集中的に実施すると共に、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとして多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するため、農地の高度利用に努めることが相当であると認められる土地について、農業振興地域内にある現況農用地のうち、次に掲げる a～c に該当する農地について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ・埋立て又は干拓
 - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等
- c a 及び b 以外の土地で農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・野菜（トマト、キュウリ、イチゴ、メロン、ホウレンソウ、コマツナ）などの地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な農地
- ・高収益をあげている施設園芸の農地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている農地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人等が集積することとされている農地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 農業生産基盤整備（ほ場整備及びかんがい排水の受益地）及び中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払の対象地以外で、集団性がない10ha未満の農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地については、原則として農用地区域に設定する。

また、本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する。

(エ)現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

森林原野は原則として農用地区域を設定しないが、森林原野等を開発することにより土砂等の流入が起き、優良農地の保全に支障を来たすおそれのある区域は現況森林原野等でも農用地区域を設定する。

(2)農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A	1,395.3	1,395.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	4.7	0.0	1,400.0	1,400.0	0.0	0.0
B	1,098.5	1,098.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	0.0	1,101.6	1,101.6	0.0	0.0
C	895.9	895.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	0.0	898.5	898.5	0.0	0.0
D	441.9	441.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	442.2	442.2	0.0	0.0
E	1,117.7	1,117.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	4.2	0.0	1,121.9	1,121.9	0.0	0.0
F	1,013.6	1,013.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	6.0	0.0	1,019.6	1,019.6	0.0	0.0
G	312.3	312.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7	0.0	314.0	314.0	0.0	0.0
H	326.5	326.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	326.6	326.6	0.0	0.0
I	442.0	442.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0	442.8	442.8	0.0	0.0
計	7,043.7	7,043.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.5	23.5	0.0	7,067.2	7,067.2	0.0	0.0

本地域の農用地は、農業生産基盤整備がほぼ完了しているため、農業生産の基礎的資源、食料供給基地として、最大限に利用を図る。

姉川・草野川・高時川・余呉川流域に展開する田は、基盤整備が完了しており、水稻、麦、大豆のほか飼料作物の栽培が主体であるが土地利用型農業の生産基盤であるとともに、災害時における洪水防止機能など多面的機能発揮に必要不可欠な土地である。このため、ほ場条件が整った田は農地の集積による農業経営の規模拡大と、新規需要米や野菜、飼料作物の作付を進め、農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。その他の田は農地の高度利用を進めるため、ほ場の大区画化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、優良農地の確保を図る。

畑も基盤整備が完了し、野菜（トマト、キュウリ、イチゴ、メロン、ホウレンソウ、コマツナ）をはじめ、都市近郊農業と消費地に隣接した利点を活かした野菜が栽培されている。今後は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化、施

設園芸の産地化、ブランド力の強化（高付加価値化）、生産体制の強化のほか、業務用野菜等への対応等の6次産業化を推進するため、用水改良、農道の整備、土壌改良等のほ場条件の整備を推進し、輪作による農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。

樹園地はぶどうをはじめ、柿などの果樹が栽培されている。今後は、観光農業の維持発展に努めるため、果樹の生産体験や交流の場となる観光農園の整備による6次産業化と併せて、優良農地の保全に努めていく。

農業用施設用地は、集出荷貯蔵施設、乾燥施設、育苗施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、今後も施設の高度利用に努める。

また、これらの施策と併せて、地域ぐるみによる保全活動により、農業者だけではなく、地域住民、自治会などが参加する共同活動組織を充実し、用排水路や農道等の手入れを通じて農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努める。

近年は、都市化の進展等による営農環境の悪化や営農条件の厳しい農地から耕作放棄地が進みつつあるほか、有害鳥獣による農作物の食害が増加している。このため、農作物の安定生産と農用地を確保するため、耕作放棄地の発生・抑制・再生を図るほか、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を通じて、優良農地の確保に努めていく。

イ 用途区分の構想

用途区分は、A地区（長浜地域）、B地区（浅井地域）、C地区（びわ地域）、D地区（虎姫地域）、E地区（湖北地域）、F地区（高月地域）、G地区（木之本地域）、H地区（余呉地域）、I地区（西浅井地域）の9つに分ける。

（ア）A地区（長浜地域）

A地区は、市道保多北高小堀線、北陸自動車道、大字今と大字榎木の境界および西上坂千草団地3号線を結んだ線以北の旧神照学区一帯に展開する平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。また、市街化区域の東部に展開する市道保多北高小堀線、北陸自動車道、大字今と大字榎木の境界および西上坂千草団地3号線を結んだ線以南で、県道間田長浜線以北は、平坦な集団性がある農地を形成している。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業等による大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻や新規需要米のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稻や新規需要米、麦、大豆を主体とした水田作の集落

営農を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく

(イ) B地区（浅井地域）

B地区は、田川及び田根川水系と、草野川水系の草野川に展開する平坦な田の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、県営ほ場整備事業によるほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻や新規需要米のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稻や新規需要米、麦、大豆を主体とした水田作の集落営農を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく

(ウ) C地区（びわ地域）

C地区は、高月川流域のびわ北地区に展開する平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業及び小規模土地改良事業等による大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好であるほか、一部早崎内湖干拓地も含まれる。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻や新規需要米のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稻や新規需要米、麦、大豆を主体とした水田作の集落営農を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていくほか、湖辺に展開しているぶどう園は、観光農園として利用を図る。

(エ) D地区（虎姫地域）

D地区は、餅の井水系に属する大字中野及び大字大寺、姉川水系に属する JR 北陸線以東、田川水系、姉川左岸に属する大字大井及び大字酢に展開する平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業のほか、県営ほ場整備事業等による大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻や新規需要米のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等による営農

類型の家族経営体のほか、水稲や新規需要米、麦、大豆を主体とした水田作の集落営農を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(オ) E 地区（湖北地域）

E 地区は、高時川より西へ琵琶湖岸に展開する平坦で広大な田の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、国営及び県営かんがい排水事業のほか、県営東浅井地区及び団体営山本山西部地区ほ場整備事業及び第 1 次構造改善事業で、大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稲や新規需要米のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稲作」、「水稲＋露地野菜」、「水稲＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稲や新規需要米、麦、大豆を主体とした水田作の集落営農を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(カ) F 地区（高月地域）

F 地区は、東は己高山系に囲まれた平坦な田を主体に、集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。第 1 次農業構造改善事業と県営ほ場整備事業で大型農業機械化体系の導入及び田畑輪換に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稲や新規需要米のほか、麦、大豆を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っているほか、転作におけるブロックローテーションでは、土壌が野菜等の作付に適しているため、キャベツなどの作付けを行っている。

今後とも、主に「水稲作」、「水稲＋露地野菜」、「水稲＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稲や新規需要米、麦、大豆を主体とした水田作の集落営農を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(キ) G 地区（木之本地域）

G 地区は、ほ場整備が行われ、大型農業機械化体系の導入に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稲や新規需要米を中心に担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後とも、主に「水稲作」による営農類型の家族経営体を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(ク) H地区（余呉地域）

H地区は、余呉川水系に属する平坦部は、田を主体の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備はほ場整備が進み、良好である。作付けは水稻を中心に、地域に適した作物の導入等で、自然条件を活かした農業振興を図っている。今後とも、主に「水稻作」による営農類型の家族経営体を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

(ケ) I地区（西浅井地域）

I地区は、大浦川水系及び大川水系に属する田を主体の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は大型農業機械化体系の導入に対応するほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは水稻を中心に、農業振興を図っている。今後とも、主に「水稻作」による営農類型の家族経営体を目標に、農用地の高度利用を図り、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

2 農用地利用計画

別記、農用地利用計画のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地は、ほ場整備面積 7,443ha に対して、97.5%が概ね 30 a 以上の区画に整備されている状況にある。

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図る。また、担い手への利用集積による経営規模の拡大等の促進をはじめ、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、かんがい排水整備等の水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しつつ進める方針である。

今後は、地域の現状を十分考慮し、また、環境との調和に配慮しながら、農業者の合意形成を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道、暗渠排水等の整備等を推進する。

整備に当たっては、生産系等自然環境の保全や水土保持機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進がはかられるよう細かい配慮に努める。

なお、農地・水保全管理支払交付金を活用した、地域ぐるみによる保全活動を活かした直営施工による低コストの整備手法を導入することに努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用水改良	用水路工 L= 7,430m	B	250ha	1	農業競争力強化基盤整備事業 田根西地区
用水改良及び排水改良	用排水路工 L=12,030m	B	63ha	2	農業競争力強化基盤整備事業 田根北地区
用水改良及び排水改良	用排水路工 L=12,235m	D	142ha	3	農業競争力強化基盤整備事業 宮部地区
用水改良	用水路工 L= 7,540m	D	91ha	4	農業競争力強化基盤整備事業 三川大寺地区
用水改良	用水路工 L= 3,400m	D	38ha	5	農業競争力強化基盤整備事業 虎姫西地区
用水改良及び排水改良	用排水路工 L=11,000m	F	84ha	6	農業競争力強化基盤整備事業 古保利北部地区
用水改良及び排水改良	用排水路工 L=18,000m	F	140ha	7	農業競争力強化基盤整備事業 高月地区
用水改良及び排水改良	用排水路工 L=19,000m	F	150ha	8	農業競争力強化基盤整備事業 富永地区
用水改良及び排水改良	用排水路工 L=27,192m	B、H	137ha	9	農業競争力強化基盤整備事業 下余呉・中之郷・ 八戸・川並地区

(注) 資料：長浜市農業農村整備事業管理計画

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業と林業は、土地を基盤に林家の大半は農林家として、就業・所得面でも相互補完関係にあるため、農業の振興と一体的に林業の振興を推進する必要がある。特に、林業基盤整備は、森林機能の重要性を踏まえ、その保全・育成のため、広域的な道路網や作業道などの整備を農道整備と一体的に進める必要がある。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、一般道路等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていくため、最も基礎的な農業生産基盤である。本市は、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しつつ農地の有効利用を図る。このため、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し、農地利用集積円滑化事業等を通じ、認定農業者等の担い手への農地の利用集積や農地法や農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づき、耕作放棄地の発生防止、解消に向けた取り組みと併せて、地域ぐるみによる保全活動の取り組みのほか、地域の地形や気象を活かした特色ある産地づくりや付加価値を高める生産、加工、小中学生や都市住民の農作業体験の場、また、観光農業の維持発展に努めるため、市民農園や観光農園の整備によって、農用地の保全に努めていく。併せて、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等は中山間地域等直接支払事業によって、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するほか、農地・水保全管理支払交付事業によって、農地・水路等の資源の基礎的な保全管理活動と生物多様性保全・景観形成などの農村環境の保全を図る。

また、本市は、用水確保の観点から用水路等の土地改良施設（以下、施設）が果たす役割は大きいですが、施設の老朽化によって、施設機能が低下しつつある。このため、緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、施設の更新や改修に努める。

さらに、近年、有害鳥獣による農作物の食害が増加している。このため、有害鳥獣の捕獲に努めるとともに、被害が多い地域を対象に、農作物の安定生産を図るため、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
排水改修	排水機場 N=3箇所	C	73ha	10	農村地域防災減災事業 早崎地区
排水改修	排水路 L=4, 100m	B	310ha	11	農村地域防災減災事業 第二大井川地区

3 農用地等の保全のための活動

(1) 地域ぐるみによる農用地等の保全活動の取り組みの推進

農業の持続的発展と多面的機能の発揮に資するため、効率的かつ安定的な農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を

図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。このようななか、農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている。農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮を巡る国民の要請、ゆとりと安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要であり、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図り、地域の振興に資するため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と、農業者ぐるみで先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する。

(2) 農業水利施設の計画的な保全の推進

本市の農業は、農業水利施設が地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化とライフサイクルコストの低減に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全、更新に努める。

(3) 耕作放棄地の解消活動の支援

美しい地域づくりや景観づくりを推進するため、地域共同活動作業を導入することにより、景観形成作物の栽培を促進し、都市と農村の交流を推進する。また、ボランティア等の参加も積極的に募り、県と連携して、耕作放棄地解消に向けての支援を推進する。

(4) 鳥獣被害防止対策

鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後とも、捕獲中心の被害対策に加え、防止柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

市土の約5割を占める森林は、水源かん養、治山治水、環境保全、保健、保養、学習など、幅広い機能を保持している。農業と林業は、土地を基盤に土、水、森林資源の有機的関連のもとで自然循環により業が営まれている。森林の持つ機能は、農地、農業用水の保全の観点から大変重要であり、今後とも住民への啓発などを行いながら、その機能を地域ぐるみによる農用地等の保全活動のほか、「湖北地域森林整備計画」及び、「長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）」その他林業施策との連携に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業を維持し、かつ発展させていくためには、労働に見合う所得、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農業経営基盤強化促進事業等により農地の流動化に努め、認定農業者や集落営農組織などの担い手による農用地の集積、規模拡大を図っていく。

また、本地域の条件に適した重点作物である水稲、小麦、大豆、野菜（キャベツ、ハクサイ、ブロッコリー、スイートコーン、トマト、キュウリ、イチゴ、メロン、ハウレンソウ、コマツナなど）、果樹、畜産（酪農、肉用）等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

	営農 類型	目標規模	作物構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営体	水稲作 (水稲+麦+大豆)	23.0ha	水稲 17.2ha 麦 5.8ha 大豆 5.8ha	50	500ha
	水稲+露地野菜	12.0ha	水稲 9.0ha 小麦 3.0ha キャベツ等 3.0ha	20	100ha
	水稲+施設野菜	12.0ha	水稲 9.0ha 小麦 2.8ha 大豆 2.8ha 施設イチゴ 0.1ha 半促成トマト 0.1ha	20	100ha
	水稲+果樹	12.4ha	水稲 9.0ha 小麦 3.0ha ぶどう 0.4ha	20	100ha
集落営農	水稲作 (水稲+麦+大豆)	50.0ha 作業受託 (基幹3作業)	水稲 37.5ha 麦 12.5ha 大豆 12.5ha	50	1,500ha
法人経営	水稲作 (水稲+麦+大豆) サポート事業体	30.0ha 作業受託 (基幹3作業)	水稲 22.5ha 麦 7.5ha 大豆 7.5ha	50	1,000ha

資料：長浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(ア) A・B・C・D・E・F地区

主に「水稲作」、「水稲＋露地野菜」、「水稲＋施設野菜」等の営農類型による効率的安定的な個別経営体及び、「水稲作」の営農類型による効率的安定的な集落営農を目標とする。

(イ) G・H・I地区

主に「水稲作」の営農類型による効率的安定的な個別経営体を目標とする。

項目	農用地等の流動化	農作業の受委託	利用集積推進組織	耕地利用率	裏作導入	備考
平成17年	1,320ha	577ha	15組織	97%	小麦、六条大麦	
平成22年	1,920ha	1,040ha	32組織	98%	小麦、六条大麦	
平成27年	3,150ha	1,500ha	18組織	100%	小麦、六条大麦	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営改善計画の達成に向け、利用権設定等促進事業の活用、農業委員等による掘り起こし活動の強化を行いながら、レーク伊吹及び北びわこ農業協同組合が実施する農地利用集積円滑化事業と連携して担い手に農地の利用集積を推進するほか、現在、国が検討を進めている農地中間管理機構を整備・活用した農地集約を加速化していくことにも併せて推進する。

また、農地の高度利用を図り、適切な農業生産活動の維持・増進を推進し、農用地の効率的かつ総合的な利用に努める。

さらに、耕作放棄地が増加傾向にあるなかで、これらを担い手への用集積や景観作物の栽培等に活用し、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう農用地の保全を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

田は経営所得安定対策に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物の導入を、畑は効率的な輪作体系の実施による農用地の効率的な利用を図るほか、本市の恵まれた立地条件から、都市近郊型農業の振興を図る。

(1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等の担い手に省力化等の効率よい農業経営を図るため、「湖北担い手育成総合支援協議会」を通じて、農業経営研修や農業制度資金利活用の相談等を行い、経営改善計画の達成に向け経営・生産技術の改善指導に努める。

(2) 農用地の集団化対策

基盤整備完了地区を中心に、土地の地理的条件等を十分配慮し、所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による幅広い農用地の流動化を推進し、農用地の団地化に努める。

(3) 農業経営基盤強化促進事業等農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業の活用や農業委員等による掘り起こし活動を推進する。そのなかで、兼業農家や未利用農地の所有者と協議を進め、農地の貸し手と借り手に関わる情報を一元的に把握するとともに、両者を効率的に結びつけ、担い手に農用地の利用集積を図る。

(4) 農作業の共同化対策

農業経営の安定を図るため、農業機械の共同購入・施設の共同利用を推進し、生産技術の向上やコストの低減を促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、消費者ニーズに対応した農業の持続的発展を図るため、地帯別生産区分に応じた団地化に努め、生産振興を図る。また、田では、麦、大豆のほか新規需要米をはじめとした米粉用米や加工用米の栽培により農地の高度利用を図る。さらに、畑ではスイートコーン・タマネギ、高月地域のスイカのほか、トマト、キュウリ、イチゴ、メロンの果菜類、ハウレンソウ、コマツナなどの葉菜類の栽培促進による産地化と地産地消による活力ある農業を推進する。

(1) 水稲

担い手の育成強化、大型コンバイン等の高性能農業機械の計画的導入・共同利用を進め、低コスト化を推進する。また、水田の高度利用を目指して、経営所得安定対策に基づき新規需要米や加工用米等の多用途米づくりによる水田の高度利用を推進する。さらに、米粉を利用した農産加工施設の近代化に努め、域内消費の拡大に努める。

(2) 野菜

本市では立地条件を生かした都市近郊型農業により、野菜の多品目生産を行ってきた。近年は消費の多様化・周年化が進んでいるため、需要動向に対応できる安全で高品質な野菜の計画的な生産出荷を目指し、栽培施設等の近代化を推進する。併せて、集出荷施設及び予冷・保冷施設の多機能型施設の整備に努めていくとともに、規格の簡素化、出荷容器の改善、流通経費の節減に努めるなど流通の合理化に努めていく。さらに、産地間競争では定時・定量供給を要求される食品製造業、外食・中食、ホテル向けの業務用野菜等への対応等、多様な販売チャンネルを戦略的に選択するため、時期別出荷数量を明確化する情報システムの開発整備に努めていく。

(3) 果樹

消費者ニーズに沿った高品質果実の生産コスト低減と計画的な生産出荷、共同パッケージ施設の導入等による流通段階での省力化を図る必要がある。このため、優良品種系統の導入・更新を図り、消費者嗜好に即した生産を推進する。さらには、出荷調製時間短縮を図るための施設の近代化に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対函番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、担い手不足による農業従事者の高齢化が深刻化してきている。本市の農業・農村の活性化を図る上で、農業生産に必要な不可欠な農地の保全とともに、担い手の育成・確保などによる効率的土地利用が不可欠となっている。また、農村女性は、農業・農村の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層資質の向上を図っていくことが必要であるため、「湖北担い手育成総合支援協議会」と連携し、担い手の確保を図る。

また、地域の農業等の魅力を市民へ提供することにより、都市と農村の交流などの地域の特産物をより魅力あるものにするため、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者育成は、既存施設の利活用を図って、新規就農者や退職者等を対象に認定農業者等（個人・法人）の協力のもと、滋賀県と連携し、体験学習及び技術指導に努めていく。また、レーク伊吹及び北びわこ農業協同組合等を中心とした栽培指導研修を行い、農業就業者の確保に努めていく。

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

就農希望者を対象に就農支援資金による研修、就農準備、施設整備に係る資金の活用を図り就農支援を行う。また、農業生産基盤となる農地の確保については、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対する支援体制を確立するとともに、農業関係制度資金の活用を図る。さらに、「湖北担い手育成総合支援協議会」が中心となり、先進事例の視察や情報の収集を積極的に行い、担い手農家の農業・経営技術の習得と向上を総合的に支援する。

また、教育の一環として教育ファーム等を通じ、小学校の段階から農作業体験などを通じて、農地の多面的機能など、農業・農村に対する理解を促進することで、長期的な視点で将来の農業の担い手を確保する。

(1) 高齢農業者の支援

本市農業を担う農業従事者の高齢化が進行するなか、優れた農業経営者による生産性の高い農業経営の確立と高齢者のもつ豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題である。そこで、農村高齢者を農業や地域活動の担い

手のひとつとして積極的に位置づけるとともに、農村の生活文化の伝承者として、また、営農・生活技術の伝承者としても位置づけ、地域活動の活性化等の面において高齢者が生きがいを持てるような農業に関する活動を支援する。

(2) 女性農業者の支援

女性がいきいきと活動し、豊かな魅力ある農業を目指すため、学習・情報交換の場として、女性農業者の能力向上及び農業経営参画促進を図る。さらに、女性農業者が男性農業者とともに対等なパートナーとして参画できるような環境を整え、家族経営協定の締結を推進する。また、加工グループ等の活動を積極的に支援し、起業化を図る。

(3) 農業教育の継続

「農」の持つ情操作用をもとに、子どもたちに「生きる力」を育むとともに、農業への理解を促進し、次世代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、教育ファーム等を通じ農業体験学習の推進を図ることが重要である。このため、小学校での食育を通じて、学校教育との連携を深めるとともに、地元農産物を利用した学校給食の提供等を通じた農業教育を今後とも実施し、地元を誇れる人材の育成を推進する。

(4) 企業退職者等の就農支援

企業退職者等の退職後のライフスタイルにおいて、「農ある暮らし」を求める人が増え、定年帰農等の生きがい農業が注目されている。また、農業においても人手不足となることが予測されるなか、増加が見込まれる企業退職者等と農業者からの要求に応えるため、関係機関と連携して農業の講義、体験を通じた企業退職者等による農業ヘルパーや新規就農者の育成・確保を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、農業、工業、商業等関係機関が連携した農商工連携による農業生産を核に、加工、流通、販売、交流等の第6次産業化^{*}の構築に挑戦するなど、新たな産業振興策を実施または検討するとともに、都市農村交流を軸に、コミュニティービジネスをはじめ、女性や高齢者のグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大を図る。

また、兼業農家、零細農家、高齢者等の就業の促進の場づくりとして、農産物の直売活動や加工販売など地産地消活動に努めていくとともに、地域資源を活かした「グリーン・ツーリズム」の推進による都市住民との交流に努めていく。

「農業の第6次産業化」^{*}

農産物の生産（1次産業）×加工（2次産業）×販売（3次産業）＝総合産業（第6次産業）を目指した言葉

（単位：人）

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的	—	4,500	2,300	6,800	1,450	550	2,000	5,950	2,850	8,800
勤 務	計	4,500	2,300	6,800	1,450	550	2,000	5,950	2,850	8,800
自 営 兼 業	—	1,000	600	1,600	—	—	—	1,000	600	1,600
	計	1,000	600	1,600	—	—	—	1,000	600	1,600
出 稼 ぎ	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0
計	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0
日 雇 ・ 臨 時 雇	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0
計	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0
総 計	—	5,500	2,900	8,400	1,450	550	2,000	6,950	3,450	10,400

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業委員会と緊密な連携のもとに農用地利用集積を図り、担い手に農地集積を推進する一方、農作業の受委託、共同化あるいは兼業作物体系の確立を図ることによって、農用地の有効利用と併せ農業の就業安定を促進する。

(1) 就業相談・指導活動

農家を対象としたアンケート調査の配布や個別調査等を実施し、就業の意向を的確に把握するとともに就業相談所等組織の整備によって就業相談、指導活動を強化する。

(2) 6次産業の推進

農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、史跡等の有形無形の伝統文化等々の地域資源を活かし、市民をはじめ、隣接市町から訪れる都市住民との交流の拡大とともに、安定的な就業の場の創出を推進する。

都市住民との交流は、消費者との相互理解、自らが地域に対する再認識につながるといった社会的効果を有する取り組みとともに、農産物の需要拡大や就業機会の創出等の経済的効果が期待され、これを実現するための施設整備として、農産物直売所、農産物加工施設や地域食材供給施設の整備を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

農産物加工施設、地域食材供給施設の整備を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を将来像に掲げ、豊かな自然環境に囲まれた良好な生活環境の整備を総合的に行い、農村が農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、地域住民の生活の安定と質的な向上を目標に、安全性、保健性、快適性、文化性の向上に努めていく。

また、各種整備を行う際には、大気汚染・水環境・生態系・景観等に係る環境影響評価及び結果の公表を行い住民の理解のもとで整備を行う。

(1) 安全性の向上

災害の危険のある急傾斜地崩壊（危険）区域の土地利用の適正化と河川の計画的改修を推進するとともに、地域の防災力を高めるため、「地域防災計画」の見直しを随時行っていく。

また、災害時に対応できるよう関係機関との連携強化を図りながら、市全体で総合的な防災訓練の実施に努める。

さらに、交通環境の改善のため、狭あいな集落道等の整備、改修を行うとともに危険箇所の把握及び防犯灯、消防水利（消火栓、防火水槽）の整備を計画的に実施し安全確保に努める。

近年、増加・凶悪化する犯罪に対し、防犯意識を高めるため自治会やPTA、ボランティア等の関係団体の連携を促し、地域における防犯体制の整備に努める。

(2) 保健性の向上

近年、生活様式の多様化に伴い、生活排水の量が年々増大している。本市では全市域の水洗化を図っており、今後も引き続いて下水道整備と浄化槽の普及や農業集落排水を含めた適正管理の指導に努める。

また、住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、老朽化対応や耐震性向上のための水道関連施設の更新、簡易水道の上水道への統合を図りながら、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起を促す。

(3) 利便性の向上

近隣都市への交通及び広域交通は、北陸本線が本市を南北に縦断しているほか、JR北陸本線近江塩津駅からJR湖西線が京都を結んでいる。道路交通網はJR北陸本線と平行して、国道8号及び国道365号（北国街道）や「長浜IC」と「木之本IC」、さらには三つめとなる平成29年春供用開始予定の「(仮称)小谷城スマートIC」をもつこととなる北陸自動車道が、本市の主要交通網を形成しており、近江地方と日本海地方

とを結んでいる。

今後は、良好な道路網を構築し、市内交通の円滑化に努める。また、高齢者や未成年の交通手段として、路線バス・循環バス等の運行・乗り継ぎ等の利便性を今後も継続的に向上させていく必要がある。また、歩行者、自転車の安全性を確保する歩道の設置を図り、バリアフリー化に努める。

(4) 快適性の向上（地域用水機能の保全と整備推進）

農業用水は、かんがい利用されるだけでなく、農業集落の防火用水等広範囲に活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全等の役割を果たしている。このため、河川や水路など農業水利施設の有する景観形成、親水等の地域用水機能を活用し、潤いとやすらぎのある快適な生活環境、小水力発電、太陽光施設の整備を推進する。

水路は、貴重な水辺環境を提供する資源、地域コミュニティの場として、周辺への花木の植栽、水面利用を推進し、親水公園化の整備に努める。

(5) 文化性の向上（農村コミュニティ活動の推進）

本市の農村部においても、兼業化、高齢化、混住化が進み、地域における生活意識の多様化がみられ、地域連帯感・集落機能が低下傾向にある。このため、農家、非農家を含めた地域ぐるみの活動による集落組織などの育成強化を通じ、長年育んできた伝統行事や文化の伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝えるために郷土教育の充実を図るとともに、住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感を育成するとともに、都市と農村の交流を促進する。また、地域の食材を用いた学校給食等を通じ食育を推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置および規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業集落排水施設 処理機能強化	下余呉 施設処理機能強化一式	下余呉地区	1	集落循環統合交付金
農業集落排水施設 処理機能強化	川並 施設処理機能強化一式	川並地区	2	集落循環統合交付金
農業集落排水施設 処理機能強化	長浜 施設処理機能強化一式	長浜地区	3	集落循環統合交付金
水辺環境	湖北 水辺環境施設 一式	湖北地区	4	集落基盤整備交付金
小水力発電施設	湖北 小水力発電施設 一式	湖北地区	5	地域用水交付金
太陽光発電施設	姉川左岸地区 太陽光発電施設 一式	姉川左岸地区	6	農村活性化整備
太陽光発電施設	長浜南部 太陽光発電施設 一式	長浜南部地区	7	農村活性化整備

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村地域の環境整備は、地域間連絡道路や国・県道などの道路整備事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業に努めていく。